二　前号に掲げる検査のうち、二の検査をする衛生検査所	三十平方メートル
三　第一号に掲げる検査のうち、三の検査をする衛生検査所	四十平方メートル
四　第一号に掲げる検査のうち、四以上の検査をする衛生検査所	五十平方メートル

別表第四（第十二条関係）

一　微生物学的検査、免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査及び遺伝子関連・染色体検査のうち、一の検査のみをする衛生検査所	一人
二　前号に掲げる検査のうち、二以上の検査をする衛生検査所（次号に該当する衛生検査所を除く。）	二人
三　第一号に掲げる検査のうち、微生物学的検査、血液学的検査及び生化学的検査のいずれをも含む三以上の検査をする衛生検査所	三人

別表第五（第十二条関係）

作成すべき標準作業書の種類	記載すべき事項
（略）	（略）
血清分離標準作業書	（略）
外部委託標準作業書	一　医療情報の送付方法 二　検体の送付方法 三　検査の外部委託を行う場合の精度管理及び結果評価の方法 四　委託検査管理台帳の記入要領 五　作成及び改定年月日
検査機器保守管理標準作業書	（略）
測定標準作業書	一　検査室の温度及び湿度条件 二　検査室において検体を受領するときの取扱いに関する事項 三　測定の実施方法 （削る） 四　検査用機械器具の操作方法 五　測定に当たっての注意事項

二　前号に掲げる検査のうち、二の検査をする衛生検査所	三十平方メートル
三　第一号に掲げる検査のうち、三の検査をする衛生検査所	四十平方メートル
四　第一号に掲げる検査のうち、四以上の検査をする衛生検査所	五十平方メートル

別表第四（第十二条関係）

一　微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査のうち、一の検査のみをする衛生検査所	一人
二　前号に掲げる検査のうち、二以上の検査をする衛生検査所（次号に該当する衛生検査所を除く。）	二人
三　第一号に掲げる検査のうち、微生物学的検査、血液学的検査及び生化学的検査のいずれをも含む三以上の検査をする衛生検査所	三人

別表第五（第十二条関係）

作成すべき標準作業書の種類	記載すべき事項
（略）	（略）
血清分離標準作業書	（略）
（新設）	（新設）
検査機器保守管理標準作業書	（略）
測定標準作業書	一　検査室の温度及び湿度条件 二　検査室において検体を受領するときの取扱いに関する事項 三　測定の実施方法 四　管理試料及び標準物質の取扱方法 五　検査用機械器具の操作方法 六　測定に当たっての注意事項